

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（12）

2. 日時：令和5年9月21日（木）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター環境保全部

減容処理施設準備室 室長

廃棄物管理課 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

参考資料：

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（10） 令和5年09月05日

<https://www.da.nra.go.jp/view/NR100100952>

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、ではこれから処理場のヒアリングを始めます。前回、溢水と火災の二つの案件について、お話をお伺いしようと思ったんですけども、溢水ですべて時間を伝えてしまいましたので、
0:00:17	本日は葛西からということになります。
0:00:21	資料については、前回いただいたものをそのまま使用します。では、防災についての説明をお願いします。
0:00:36	はいこちら原価研処理場の横堀です。今日はよろしくお願いいたします。お願いします。
0:00:43	はいそれではですね資料の方は前回お伝えさせていただいた資料処理場 228-1 ということで、こちらの第 3 回審査会合の案ということでこちらの資料を使ってご説明をさせていただきます。
0:00:56	ページで言う、言いますと 43 ページ以降が、第 10 編、消火設備等の措置ということ、設置ということで、こちらの説明をさせていただきます。
0:01:07	まず 44 ページになりますけれども、こちらが申請の概要ということで主に建屋系のですね。
0:01:14	それぞれの中での消火設備関係、または感知器、受信機、そういったもの三つに関するものということで申請を行っております。
0:01:25	45 ページに、火災の影響評価ということで、概要とまず結果を示しております、以降のページで、評価の流れ、詳細をご説明させていただきます。
0:01:38	例えば評価概要ですけども、
0:01:40	こちら原子力発電所の内部火災影響評価ガイドですね、こちら火災ガイドですけども、こちらの評価プロセスを参考に評価を行っております。
0:01:51	私溢水の時も同様ですけども、処理場のですね、安全施設に関しましては、
0:01:57	このガイドに示されております。
0:02:00	いわゆる手結加重性を有するような安全上重要な設備というのが書類上はございませんので、
0:02:07	評価としてはプロセスを参考としつつ、その特徴を一般公衆への影響の度合い等も考慮した評価を行っております。
0:02:16	評価の結果ですけども、
0:02:19	うちは詳細後程ご説明しますが一つの火災区域及び隣接する火災区域を含めまして、等価時間がですね、耐火平均や耐火扉の耐火能力を超えることはないということを確認しております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	安全機能に影響を与えることはないってことでございます。また散歩策も適切に組み合わせた設計ということでこちら既設の部分ですけども、もともとそういった設計となっているということもあわせて、
0:02:45	新たに何か、火災防護措置等を行うということは、ないと不要ということで、ですので、現在消防法に基づき設置をしております。清加瀬。
0:02:57	火災感知器、それから受信機ですね、あと消火器及び消火栓これらで処理場の火災対応を実施するというものでございます。
0:03:08	46 ページ以降に火災の影響評価についてご説明をさせていただきます。まず火災の想定ですけども、こちらですね、許可の段階でも整理をかけておりましてご説明しておりますが、
0:03:23	保管しております可燃物ですね、これらの火災であるとか、あとケーブル、こういったものの電気火災、ケーブル火災ですね、それからですね茶道いうなども使ってる機器が一部ありますのでそういった油火災、
0:03:36	等を想定しております。火災区域火災区画の設定に関しましては、まず処理場建屋のうちですね、耐火へきや最下扉等に囲われた区域。
0:03:49	で、かつ安全、施設ですね、こちら防護対象としておる安全施設、そういったものを設置している部屋ですね、そういったところを、
0:04:00	火災区域として設定をしております。ただし、
0:04:04	評価の結果ですね、この安全機能を閉じ込めに影響が及ばない区域については、
0:04:10	火災区域を除外するというのでそういった評価も行って、除外できるところは除外をするという形で整理をかけております。
0:04:19	またですね、処理場に関しましては原子炉の安全停止に係る系統分離、そういった部分が必要な質疑はございませんので、火災区画の設定としては不要ということで整理をかけております。
0:04:32	私第 2 廃棄物処理棟こちら設工認その 4 で申請をしておりますけども、
0:04:37	この後排風機、24 時間セルを負圧に維持する必要があるということで、
0:04:42	排風機自体に自動消火設備を設けているんですけども、そこをボックスで 5 区画をしておりますので、ボックス内については火災区画としてここに設定をしているというものでございます。
0:04:56	火災防護の対象設備の特定ですけども、冒頭申し上げた通り、処理場の方には、多重性を有するような安全上重要な設備が特にないということもございまして、
0:05:07	使い分けとして防護対象設備ということで、安全施設自体を閉じ込め機能を有する設備ですね、そういった部分ものを防護対象として選定をするということで考えて宣誓をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	なおですね火災防護の対象ケーブル、こういった部分につきましては、要は、系統分離をしてとかですね、距離をとってとかそういった部分のリスクに応じたここは部分になりますけども。
0:05:35	処理場に該当するものはないということでOKはしていないというものでございます。
0:05:42	続いて 47 ページですけども、葛西元の識別と等価時間の設定ということで、こちらは後程一覧で示してご説明しますけども、
0:05:52	それぞれの火災区域にあるですね、葛西元、それらをすべて認証した場合の発熱量をこちらを計算しまして、算出しまして、発熱量から等価時間を算出しております。
0:06:05	それから火災の感知手段としましては、処理場には大きく三つございまして、
0:06:10	作業上ですね煙が発生する場所ですとか湿度が高くなると想定される、そういったところは熱感知器を設けております。それ以外は煙感知器を設けておりまして、人が、のアクセスが困難な吹き抜けの、
0:06:24	部分の交渉に当たる部分には、
0:06:27	香典式の分離型。
0:06:29	それ以外の場所にはスポット型の応急無理感知器を設置しているというものでございます。
0:06:34	それから火災のし、
0:06:36	消火手段ですけども、第 2 廃棄物処理棟のセルを除きまして夜間休日等ですね勤務時間外は換気設備も含めて設備を停止しておりまして、
0:06:46	リスクが小さい、施設となっております。そのためですね、自動消火設備というものを設けるわけではなくて、ABC粉末消火器や消火栓による手動消火を基本としております。
0:06:59	なお第 2 廃棄物処理等の汁排風機、こちらについては、24 時間換気というところもありまして自動消火設備ですね、こちらを、
0:07:09	設けて自動消火としてございます。こちらは設工認その 4 で申請をしているものでございます。
0:07:18	続きまして 48 ページになりますけれども、まず火災区域の中での評価ということで、こちら代表例で示しておりますけども申請書上はすべての施設、
0:07:29	こちらの評価を実施しております。
0:07:32	この一覧ですけども、
0:07:34	が移動とかですと、もうこの岡齋木ごとに特定する、リストというかですね飄々というか 1 枚ものですかねそういったものを用意して、
0:07:46	作成するって形になっておりますけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	細い所については一覧として整理をかけておりました、まず
0:07:54	一番左側が火災区域になります。
0:07:57	ここで言う例えば一番上ですと灰取り出し室ってところが、火災区域これは火災区域を設定しているのは、三つ、右側のを見ていただくと、
0:08:08	防護対象設備の特定ということで、この廃取り出し室には、
0:08:14	焼却灰の取り出し装置や、廃取り出し室自体が、その発生廃棄物保管場所になっております。そういった防護対象設備があるので、ここをまず火災区域と設定しております。
0:08:26	そこの一番左側のところには、
0:08:30	大取り出し室の床面積、それから、火災区域があるかないかと、区画があるかないかということで、なしと。
0:08:38	この部屋で、想定される火災は、
0:08:41	ケーブルのみがありますのでケーブルの延焼による火災ということが想定火災となります。
0:08:51	先ほど申し上げた通り火災の防護対象となるケーブルの特定はないということで、火災元はケーブルでそれらの発熱量がこちら記載の通りでございます。
0:09:02	その下に、等価時間ということで、0.09 時間ということで評価した結果、
0:09:08	このぐらいの時間、すべてこのケーブルが、
0:09:11	すべて燃焼した場合の超過時間案はこの時間ということになります。
0:09:17	防護設備、防火設備に対しましては感知設備としてはこの部屋には煙感知器を設けております。また消火設備は粉末消火器。
0:09:26	そして耐火能力としましては、こちら壁と扉が一つありますので、それぞれ耐火能力としては、壁が 2 時間、で、扉が 1 時間ということになります。
0:09:39	隣接する火災区域及び伝播経路ということで、この配取り出し室に隣接している火災区域がどこかということとそれの伝播経路として、
0:09:50	こういったものがあるかということで、1-1 というのが、
0:09:54	その下の列行になりますけれども、1 階の機械室空き室ですね、1 階の機器室が隣接する火災区域ということで、そちらを示しております。これ、階層がちょっと変わりますので、
0:10:07	耐火併記と言ってるのは真壁ですねそれから天井部も含めてですけども、そういった部分であと扉で繋がってますので、在荷扉が伝播経路ということで設定を、
0:10:18	して評価を行って、それぞれ、
0:10:21	これ代表例で第 1 処理と示しておりますけどもすべての施設について、
0:10:26	等価時間がこの耐火能力を超えることはないということを確認しております。
0:10:32	続きまして 49 ページですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:35	こちらがですね間記載区域から除外する、評価を行った結果になってございます。こちらちょっと
0:10:43	表だけだとわかりづらいので、次のページですね 50 ページに図面をつけておりますのでこちらあわせてご説明をさせていただきます。
0:10:53	まずですね、隣接する火災区域ということでまず設定をしている、ここで言うと、図面ですね、真ん中あたりに、1-1 というところで、
0:11:04	機器室というものがございまして。あの辺りL字で囲ったような部屋があるんですけどもここが機器室で火災区域となっております。
0:11:12	その隣接する。
0:11:14	ケアというのが、
0:11:15	その上側にちょうどある白抜きになってる、機械室ですが、ここ 1-01 というもの。それから、その隣のホット機械室 1 の A の 2A2 ですね。それから左下にエレベーター、ポールがちょっとあるんですけども、市野。
0:11:32	伊井さんということでこの三つの部屋が、
0:11:35	隣接する
0:11:38	ペアとなったときに、そこから、その例えば、機械室 1 の 1、それからホット機械室ののにエレベーター、それぞれの部屋で、
0:11:49	火災が発生した場合に、
0:11:51	この真ん中ですね、火災区域である、機器室 1-1 に影響するかどうかと、影響を与えるかどうかという評価を行って、マネージ影響がある、バーい。
0:12:03	については、火災区域と設定しますし、影響がないという評価結果になれば、そこは火災区域から除外すると、そういった評価を行っております。
0:12:14	それを踏まえて 49 ページに、
0:12:16	戻っていただきまして、
0:12:19	今の三つの部屋に対しましてそれぞれ火災元が、ケーブルや絶縁油等、それから法的体制であればケーブル、そういったものがある。エレベーターには特に際限ないのではなしておりますけども。
0:12:33	それらの発熱量を同じく算出しまして等価時間を求めると。
0:12:38	そうしますと、機械室、市野栄一ですと等価時間が 0.57 時間。
0:12:45	5 時回数だと 0.01 時間ということになります。
0:12:49	それぞれ、機械室であれば、隣接する 1 階 1-1 の機器室との伝播経路としては、扉がございませんので、壁に、
0:13:00	壁で繋がっているということで、その壁が、
0:13:04	伝播経路となって、障壁の耐火能力としては 2 時間と、それからホット機械室の場合には扉で、この機器室に繋がってますので耐火扉を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:14	伝播経路としまして、能力は 1 時間ということで主になっておりまして、それぞれこの 2 時間や 1 時間後、超過時間を比較しまして、この耐火能力を超えなければ、
0:13:27	伝播なしということで
0:13:30	作りアウト、菅火災区域から除外するといった評価を行って、
0:13:36	すべてこちらですね、全施設確認を行っているというものでございます。
0:13:43	以上の評価を行いまして、処理場としてはですね、特段、大きく防護対象に何らか新たに影響を与えるとかですね、そういったものはないということを確認を。
0:13:57	しておるというものでございます。
0:14:00	以上のことから、冒頭で結果でご説明した通り新たにですね何か火災防護についての工事等を行う必要はないということで、
0:14:11	1051 ページ以降に示しております。
0:14:16	処理場としては、この設計条件として示しております。感知や消火、そういった部分の障防法に求めて設置しているものをそれらについて、
0:14:27	今回申請を行うというものでございます。
0:14:33	設計条件はこちら記載の通り、いいですけども、仕様としましては各それぞれの建屋に対して、煙感知器や熱感知器がそれぞれ、設置がしてあるその台数と図面に紐づける番号を、こちら記載をしております。
0:14:49	また右側が、火災受信機ということで各建屋に、
0:14:53	1 台、廃棄物一時ホカホカ廃棄物保管とポツ 1 ポツにですね。
0:14:59	こちらにつきましては、別途企画中のですね、※の 2 のところに書いてある通り、
0:15:05	受信機は共用として隣接する器材庫というのが、すぐ隣にあるんですけどもそこに設置をして、そこで発砲するような形になっていると。
0:15:14	ということでございます。
0:15:16	それから固体廃棄物一時保管等、一番下ですけども、こちらが※の 3 で書いてある通り、隣接する圧縮処理建屋ですね、こちらに設置をしていてそこで発報。
0:15:27	するといった形になってございます。
0:15:32	続きまして 52 ページになりますけれども、
0:15:36	長柿木と消火栓ですね、こちらも同様にですね。
0:15:40	台数と、それから、
0:15:43	その番号付けをしております。図面 1 例で示しておりますけれども、この点線枠でくくってあったり、あと
0:15:53	枠でくくってあるもの、廃棄物保管場所とかですね、そういったところを青枠でくくってますけれども、そういったものがですね、防護対象の設備ということに設定をしておりますので。
0:16:07	消火系消火栓の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:10	問題数あればですね、それぞれ防護対象等を、
0:16:15	に対して十分設置をしているということで、図面をお付けしてございます。
0:16:21	以上が設計主集音の説明となりまして、
0:16:25	評価の説明になります。続いて 53 ページ以降が、技術基準への適合性の説明になります。
0:16:36	技術基準の適合性の説明のところですねちょっと申請段階から少し表現を変え、
0:16:43	補正をしたいというところで 53 ページの第 11 条のところですけども。
0:16:48	こちらにつきまして 10 件で申請しているものというのが、消火系や消火支援、感知器、そういったものになりますけども、そういった設備につきましてはとく。
0:16:59	直接的にですね、
0:17:02	閉じ込めや遮への健全ですね、そういった部分健全性や、処理能力に関するものではないということで、第 11 条は地域 5 該当しないということで、
0:17:14	記載を改めてちょっと修正をさせていただいて補正をさせていただきたいと思っております。
0:17:22	図、
0:17:24	図とあと適合の条文のところ 56 ページになりますけれども、
0:17:30	56 ページに、第 21 条、安全設備のですね 4 号のところ。
0:17:37	こちらへの地域剛性ということで、この感知消火を申請しておりますのでこちら 4 号の口に該当するところということで、
0:17:47	適合性の説明を記載してございます。まず、片括弧 1 ですけども、火災区域における、環境条件、それから予想される火災の数、性質や、誤操作防止等、そういったものも考慮しまして、
0:18:01	今日、消防法に従って以下の通り、感知器の型式を選定して設置しているということで、
0:18:07	熱感知器煙感知器、それぞれ先ほどご説明した通りの理由で、設置をしているというものでございます。
0:18:14	なおですね。
0:18:16	処理場の各施設は安全機能の重要度分類上 +3 の設備、一般施設と同等の性能性ということで、上述の通りですね、環境条件等を考慮して消防法に基づいて、
0:18:28	必要な感知器を設置しているということで、固有のですね、信号を発する異なる感知方法の、
0:18:36	感知器等をそれぞれ設ける必要はないということで記載を行うわけで追記しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	また、片括弧 2 番ですけれども火災の受信機、こちらはですね職員等が滞在している建屋、
0:18:49	またはですね発生施設に隣接する建屋の出入口等に設けて、
0:18:54	火災を早期に確定できるよう、配置をしてございます。また夜間休日等をですね通常勤務時間外も含めて、元算のですね、中央警備室、こちら 24 時間監視しているところになりますけれども、
0:19:08	そこに警報が発報するような設計となっております。
0:19:13	また片括弧線なんですけれども消火器及び消火栓については、消防法に基づき設置をしておりますしてすべての火災区域の消火活動に対処できるよう配置をしてございます。
0:19:27	以上が適合性の説明となります。
0:19:30	続きまして 57 ページ以降は許可との整合性ということで、まず 57 ページ、許可庄能ですね、添付書類 8 のところで、基本方針のところ、
0:19:42	の方針 6 のところで
0:19:45	このようにですね、許可の記載を持ってきて記載をしてございます。
0:19:51	それから詳細な説明の 8-5 のところなんですけれども、それぞれ各施設の中で、
0:19:59	早期に火災を検知し、速やかに消火を行うため自動消火設備及び消火設備を設けると。次、自動、
0:20:07	火災報知設備ですね、及び消火設備を設けるということで、それぞれの施設に対してそのような許可で記載をしてございます。
0:20:16	はい。以上が許可との整合性の説明になりまして続きまして 59 ページから、主浜事業者検査の項目及び方法について記載をしてございます。
0:20:27	検査ですけれどもまず 1 号検査につきましてはインズウ検査ということで、配置、感知器、受信機、それから消火器消火栓ですね。
0:20:37	こちらの配置及び数量、これは目視により確認する、並びにですね。
0:20:43	施設に消防法に基づく、検査記録等ありますのでそういった記録、健全性を確認、両人数も含めて確認をしていくというものでございます。
0:20:54	それから 2 号検査で性能検査とありますけれども、これ消防法に基づいて半期に 1 回性能の検査をしておりますので、そういった記録でですね、それぞれ確認をしていくということで検査の、
0:21:08	方法を記載してございます。60 ページが 3 号検査になりますけどこちらは適合性の確認検査を行うということでこのように記載をしてございます。
0:21:21	はい火災についての説明をまず以上となります。
0:21:25	はい、上戸渋谷です。ありがとうございました。
0:21:28	最後の方で許可整合について見せていただきましたけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	基本的には建屋関係だけか、火災防護の対象で屋外節、
0:21:42	的なものは、火災防護の対象には含まれないということでもよろしかったでしょうか。
0:22:00	へえ。はい。こちら処理場です。ヨコボリですけども、屋外設備に関しましては特段その火災Non減というかですねそういったリスクのあるようなものがない設置している保管廃棄施設がメインになっておりますので、
0:22:16	一応この感知器ですとか、消火設備消火器、そういったものを、特に設けているものではないということで、防護対象。
0:22:28	今後この火災対策に防護対象としては設定をしてございません。
0:22:35	はい、わかりました。
0:22:39	じゃあ機器、じゃあ、
0:22:41	建屋系についてお伺いしますけれども、基本的な考え方としては、Cクラスのものが多いので、
0:22:50	それは消防法に基づく、
0:22:55	対策で基本的にはカバーしてますというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:23:02	はい、処理場ヨコボリですおっしゃる通りです。
0:23:06	はい、ありがとうございます。
0:23:09	48 ページの表 5 間見せていただきましたけれども、
0:23:17	火災防護対象つきはないとした上で、安全機能を、があるものを防護対象設備の特定というところにリストアップしてるってそういう理解でよろしいでしょうか。
0:23:31	はい。処理場ヨコボリです。おっしゃる通りです。はい、わかりました。
0:23:36	昔クラスだと、何かあったときには全部燃えちゃうっていうそういう理解なのかなと思うんですけども。そうすると、処理場は原子炉はないので安全機能としては閉じ込め遮へいということになるんですけども。
0:23:54	こういった防護対象設備が燃えてしまうと、その、
0:24:01	再開。
0:24:03	いや、閉じ込め機能が失われてしまうというそういうことになるのでしょうか。
0:24:12	はい処理場のヨコボリです。処理場の施設数はですね基本的には堅牢なものを構成をされておりますので、直ちにということはもちろんないんですが、それを踏まえて直ちに検知、
0:24:28	落ちまして、消火を行って、そういった影響がないようにですね。対応していくというようなことで、それぞれ消火器や消火栓、それから感知器等を設けて対応をします。
0:24:41	ということで考えております。
0:24:46	はい、ありがとうございます。
0:24:52	Bクラスとしては、せる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:56	どうしようかな。
0:24:59	上倉としてセルがあると思うんですけども、例えばセルに火災が発生した場合ってというのはどういう作業になるんでしょうか。
0:25:18	セルの内内部。
0:25:23	はい。処理場のヨコボリです。それとセルの内部で火災が仮にですね万が一発生したバーいですけど分。
0:25:34	基本的にセルの中にそれほど燃えるものも置いてないんですけども、電気、照明器具とかついてますので、そういった部分から火災が発生した場合ですけども。
0:25:45	オセロの中ですと、自動消火設備ではないんですが水噴霧の消火設備というかです、水噴霧のものがついておりますので、
0:25:56	基本は手動で操作になりますけれども、外部から、
0:26:00	ポンプを起動したりバルブを開けたりして水噴霧で消火をするという形になります。
0:26:09	わかりました他の設備では基本的に消火器を持ってくということでしたけどもセル内は、
0:26:17	共有。
0:26:18	内側を消化するような機能を何か持ってるっていうそういうことをですね。
0:26:30	はい。その通りです。
0:26:33	わかりました。
0:26:39	排風機については、構成ボックスに入っているということなんですけどこの構成ボックスってのはこうだと一体どれぐらいの大きさのものなんでしょうか。
0:26:58	はい。処理場の横堀です。すみませんちょっと鉄工に呼んで申請をさせていただいててすぐにちょっと駿府を申し上げましてちょっと度忘れ出て来なくてすみませんけど大体。
0:27:08	2メートル角ぐらい高さが1メートルから1.5メートルぐらいの、セル排風機を十分にことができるような形のボックスでぐるり。
0:27:19	天井も含めて負っているような状態です。
0:27:23	ありがとうございます。
0:27:26	やはり排風機をやっぱり守るっていうのはかなり重要視されてると思うんですけども。
0:27:34	その排風機のケーブルについては、何か特段特別な、
0:27:42	火災防護対策は、
0:27:44	してないというそういうことになるんでしょうか。
0:27:54	はい。処理場の横堀です。おっしゃる通り排風機については24時間換気という溢水の時の説明とも同様になりまして、今溢水の時にもご説明しましたけれども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:07	万が一ですね、多少の時間、セルが換気が止まっても、すぐに有意な漏えいがあったりとかってことはないんですけども、やはり24時間換気を担保するというのもありますので、
0:28:18	それらのは、ケーブルですね、動力ケーブルについては、
0:28:23	今回の施工にその9うのを、φ11編の方で、
0:28:30	まず、難燃性のケーブル、2、
0:28:33	全部更新をするということをまず行います。それから、現状もそうなんですが、ケーブルはそれぞれA系B系ありますけども、動力のケーブルは、それぞれ、
0:28:45	別々の電線管というですね交換の中を通して、今分離はしているような、分かれて分離というか分かれて、
0:28:53	敷設していると、というような状況になってございます。
0:28:57	わかりました。
0:28:59	ただ、火災ガイドと具体的にこう何メートル離すようにとかそういう細かい指示があったと思うんですけどそこまではやっていないけれども一応系統分離はされているというそういう状況ということでしょうか。
0:29:15	はい。
0:29:17	排風機ホット機械室に設置してあるんですけどもその排風機が出たりして、最終的にバーン一つの盤に行き着きますので、
0:29:27	途中でその結果、結合というかですね、当然される部分はありますけれども、
0:29:32	基本的には分かれた方AKB形で分かれて敷設をして伴に行くような段階で、まとまってという形にはなっております。ではやはりガイドで言っているような防護対象のケーブルというのはかなり原子炉のですね。
0:29:50	停止とかそういった多重性を有するようなそういった防護対象機器に対するとおるところということもありますのでそこまでは、処理上は不要というふうに考えておりました、おります。
0:30:04	ありがとうございます。ちょっとまだ急変読んでないんで申し訳ないけど急変で大体どういうことが書いてあるんでしょうか。
0:30:14	すいません。衛藤。
0:30:16	あれですかね、11ページですかね。はい。すいません、11点はですね、単純にケーブルですねそれぞれの系統別にこうなってます。
0:30:28	すべてのケーブルをですね、難燃性のケーブルに、
0:30:32	すべて更新をすると、というような工事の申請になってます。これは
0:30:38	現状もですね基本は難燃性だと思っでは、我々としているんですけども、やっぱり六条ですとか、ケーブル自体に難燃性を示すような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	印字とかですね、そういったものが全く今読めない、古い施設ですので、そういったこともありましてその証明ができないということもありますので、全部更新をするということで、11 件の方で申請をしております。
0:31:02	はい、ありがとうございます。宇佐見TBKっていうのは同等のものなんですか。
0:31:09	はい。処理場ヨコボリですけども、同じものでして1基が通常運転してまして、そこからでもし何かあったときに、バックアップとか予備機という形で、
0:31:19	A系が動いていれば、そこを停止した場合にはB系に切り替わってB系が動いて、セルの負圧を担保するというような形の運用をしております。吉浦さんありがとうございました。三つあるセルに二つずつ排風機がついていて、それぞれ、
0:31:37	に行くケーブルが別の経路を走っているというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:31:43	はい。首藤横堀です。おっしゃる通りです。はい。返しましてありがとうございます。
0:31:55	でそうですね。ちょっとスライドを拝見した感想なんですけれども、
0:32:03	普通やっぱり火災防護の三原則、
0:32:06	多分言うことが多いと思うんですけれども、申請書の方にはちゃんと三原則書いてあって、
0:32:14	火災発生をしたとフレンテ飯野代理を使ってますよとか避雷設備とかガス漏れ検知器とか、排気設備とか、前田さんは運転しませんとかありますし、
0:32:24	火災検知とか消火ですと時代、自動火災報知設備とか消火設備とか、あと原価県は各消防車持ってますとかですね、火災の影響の軽減については退官経費聞い耐火扉あと防火のダンパーが書いてあると思うんですけれども。
0:32:39	ほぼ代理の方でちょっとそういうご説明が全くなかったのがちょっと違和感を感じたので、
0:32:47	あと伊勢もちろん当然踏まえてやっていますというような、スライドを入れていただいて、
0:32:56	入れていただけますでしょうか。
0:33:01	あ、はい処理場の横堀です。申し訳ありませんおっしゃる通りですねそこはしっかり担保策の対応もしておりますので、
0:33:09	そこはスライドの方にちょっと推計をさせていただきます。
0:33:13	はいありがとうございます。
0:33:15	特にやっぱりBクラスは二つのセルだけだと思うんですけども先ほど、水を噴霧する機能もあるとかいう、ちょっとお話を聞いたんですけども。
0:33:26	ちょっとそのBクラスのセルについては、その三原則をどうやって組み合わせて防護してるかっていうのちょっと、もうちょっと具体的にちょっと教えていただきたいので、そういう説明も、
0:33:37	加えていただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	はい処理場の横堀です。承知いたしましたちょっとスライドの方に、別立てというかですね、Bクラスの施設は特にするということで、そちらに対する防護柵、もうお三方柵の観点から、
0:33:58	資料追加をさせていただきたいと思います。はい。よろしく願いいたします。
0:34:05	あと、ガイドの考え方なんですけれども、ちょっと49ページのスライドのところで、
0:34:16	はい。スクリーンが、一番右のスクリーンアウト判定っていうところで、丸弦ぱなし、小なりBって書いてあるんですけれども。
0:34:25	ここで言うスクリーンアウトっていうのは、隣の、
0:34:30	火災区域に延焼が及ぶかどうかということのを救っAと判定するという意味でスクリーンアウトと言ってるというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:34:42	はい処理場ヨコボリです。はい、おっしゃる通りです。はいありがとうございます。
0:34:47	普通、火災ガイドだと、その区域の中にあるものが全部燃えちゃったとしても、安全機能に影響が、
0:34:59	売買がスクリーンアウトっていうそういう理解なんですけども、ここでは、何か別の、
0:35:05	使い方をしてるっていうそういうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:35:09	えーとですね、このスクリーンアウトですけども、このスクリーンアウトできるかどうかのその区域要は火災区域の中に、
0:35:18	すいません、防護対象の機器設備を設けている、ケアを火災区域とまず設定をしておりますので、その隣接する部屋で、にあるものがすべて燃焼した場合に、
0:35:32	火災区域、要は火災防護対象のその機器、
0:35:35	三野とじ込み等に影響を与えるかどうかと、いうようなことで、その確認をしております。わかりました。はい。はい。ありがとうございます。はい。理解いたしました。
0:35:48	苅谷委員さんでしょうか。
0:36:10	ばあちゃん規制との異動ですけども、
0:36:14	何点か確認させてください。
0:36:18	まずですね、許可の、
0:36:24	記載を見ると、今回の処理施設とか一部の保管廃棄施設が、
0:36:32	申請範囲に入っていて、そこに対して乾式を、を、
0:36:37	ぜひそういう先生なってるんですけれども、日野保管廃棄施設、保管廃棄推進施設1とか2とかですね。
0:36:47	ていうのは、も含めて新許可では、防護対象になっていると思うんですけども。
0:36:53	それらが今回申請の前に含まれてないのは何か理由があるんでしょうか。
0:37:19	処理場の個別ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	すいませんお待たせしました処理場のヨコボリですけれども。すいません保管廃棄施設については
0:38:34	建屋内の建屋内とか建屋式の保管廃棄施設を含めておりまして、屋外の保管廃棄施設については、火災ゲインがなかったり要は着火権というかですねそういったものがなかった。
0:38:49	やっぱり、
0:38:50	そういったこともありまして当然保安規定というか、ソフト対応運用対応で持ち込みの制限とかですね、そういったことは、運用として管理するってことはありますけれども。
0:39:03	遡行はそういった状況もありましたので、今回、
0:39:08	屋外施設については、申請を、
0:39:12	を対象としていないというところで整理をかけております。
0:39:18	規制庁の伊藤です。ありがとうございます。
0:39:26	多分まず
0:39:28	許可その発生防止感知消火影響軽減、
0:39:34	何をどの施設を対象にしている、
0:39:38	それぞれ
0:39:40	後段規制でどう受けるのかっていう、その建屋ごとにですかね、どう受けるのかっていうの。
0:39:48	整理いただいて示していただくっていうのが必要なのかなと思うんですが、
0:39:55	着火減。
0:39:58	葛西元を持ち込まない。
0:40:00	ということだけじゃなくて、
0:40:03	現在、
0:40:05	構成するとかですねそういった多分店発の記載になっていたと思いますので、
0:40:13	そういう意味で言うとその何らを設工認で述べるものがないという、
0:40:20	ことでは、屋外施設についてもないんじゃないかなと思ってましてその辺はどう考えでしょうか。過去の設工認でそこは、認可を終えているっていうことであれば、
0:40:32	それも一つの説明なのかもしれないんですけども、ちょっとそこも含めての見えないなと思ってまして。
0:40:56	はい藤処理場の横堀です。今おっしゃられた点、ちょっともう一度踏まえまして許可等をそれから後段この設工認への整理を踏まえ、
0:41:08	プラスそのお散歩策に絡めた形で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:12	どのように整理をかけていってかかっていうところをちょっと改めてちょっともう一度整理をさせていただきたいと思いますので、ちょっとその整理をしっかりとした上で回答させていただくということでもよろしいでしょうか。
0:41:24	施設1です。はい結構ですよろしく願いいたします。
0:41:29	溢水の溢水のときにも話があったと思いますけれども、
0:41:34	許可で防護対象としている母集団は何であってっていうところをまずスタートラインに持ってきていただいた方がいいと思いますので、そうするとどうしようという考えで取捨選択をされてるのかっていうのも、
0:41:47	明確になるとと思いますので、そういった観点でご整理をいただければと思います。
0:41:54	それからもう1点ありまして、今回の評価を行うにあたって、内部火災評価ガイドを参考にされているというのはまず前提であると思うんですけれども。
0:42:10	処理場の場合は施設の特徴にかんがみてこういう対応をするっていうのはにつき説明をされているんですが、
0:42:19	ガイドのどこについてはそのまま参考にしていて、どこについては、
0:42:29	理由があって考え方を改めてこういう対応にしている。その妥当性はこうなんだっていうどこを割り引いて、対象を変えてるのかっていうのは少し
0:42:44	網羅的に見えないなと思っていて、例えば
0:42:49	内部火災ガイドでいうと、
0:42:52	Sクラスを守るとか、その停止に係るところ守るっていうことを念頭にBCクラスについては地震に伴って火災元になるみたいなことを言っていて、それは多分そのまま適用されるんじゃないとは思うんですけれども。
0:43:08	じゃあ、地震時の向上ってどう考えてるんですかって言うのは、今の説明からは見えないですし、
0:43:17	どの内容についてはそのまま適用していないのか、っていうのがわかる説明が必要かなと思っているんですが、いかがでしょうか。
0:43:38	はい処理場のヨコボリです。衛藤そうですねそこはおっしゃる通り、いいかと思わず申請の中でもですねその施設の
0:43:48	あくまでプロセスを参考とするということで、
0:43:52	施設の特徴等の度合いですねそういった影響の度合い等も考慮した評価という抽象的な表現しかちょっとしておりませんでしたので、
0:44:02	ちょっと改めて、
0:44:05	その辺の説明を追加もしくはこのパワーポイントの、最終的に参考資料って形になるかもしれませんがもしもそういった形あとまとめ資料の方で、その辺を追加する形でちょっと説明を。
0:44:18	改めてさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:22	別所井藤でございます。ありがとうございます。
0:44:25	申し上げているのは実用炉並みに何か違う値にやってくれっていうことも言ってるわけでは決してなくて、そこは当然施設の、
0:44:35	いうふうにはリスクにして、やり方を変えるのはあり得ると思ってるんですけども、なぜそれが妥当なのかっていうのをしっかり説明していただきたいというのはお願いをしているところですので、ぜひよろしく願いいたします。
0:44:50	はい、承知いたしました。
0:44:58	規制庁島村です。
0:45:02	56 ページ。
0:45:08	今回の技術基準。
0:45:10	の記号の対象としてるのはこの 21 条の、4 号の炉。
0:45:19	だけ、この、
0:45:22	感知超過設備だけ。
0:45:27	対象としてそれ以外は、
0:45:29	あれしようとしてないんですけど。
0:45:32	例えばこの伊井とか原については、
0:45:36	ですからすでに
0:45:39	民間、
0:45:44	だということで今回は、既認可がまた新たに工事をしたのは別の設工認、金環日食かもしれませんけど、別の設工認で、
0:45:57	対象としてるんで、今回は水戸伴委員。
0:46:02	改めて糸賀に相当するものはないという理解でしょうか。
0:46:13	はい。処理場ヨコボリですけども、古藤こちらにつきましては今回申請をする火災防護という観点で新たに新規制対応の中で新規要求事項になってるのがまずこの
0:46:28	口のところですかね。プラスで
0:46:34	傷既設の設備ですので、当然新たに何か火災対策を講じる設備その 4 のような形で講じる場合には、それに付随する炉や鰹を適合させておりますけども。
0:46:47	今回前、処理場全体の本を浄化設備というかですね防護対策の中で、
0:46:55	室に該当する部分は今回申請を行っております。それは論も含めてですけどもイロハについては、
0:47:03	今回設工認申請書の添付書類の中の三方柵の対策対応状況ということで、こちらは火災のですね。
0:47:11	土肥。
0:47:12	審査基準とかですかね、そういったところの要求、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	を踏まえた形で現状処理場としてこういうふうな設計になってますっていうようなことを、すべて網羅的に記載をしているものを添付書類としてつけておりますので、
0:47:26	ここの適合性の説明のところとしては、感知消火、そういったところに、
0:47:32	今回申請をしているというものでございます。
0:47:37	はい。
0:47:41	はそういうことだと思うんですけど抜け漏れの、
0:47:47	話とも関係してくるかと思うんですけど
0:47:50	金貨のもので、ちゃんとその人かはもう。
0:47:55	カバー。
0:47:57	してるのかっていうのを、チェックいただいて
0:48:01	うん。どうぞ。
0:48:02	全部チェックしてるということであれば、
0:48:05	全部カバーしてるということであり、それでも、はい、いいのかもしれませんが、その辺のチェックははい。
0:48:12	よろしく願います。
0:48:16	はい処理場の横堀です。府ありがとうございます承知いたしました今、
0:48:22	セイヒョーの方もですね、しっかりまたチェックも含めて、進めております確認も含めて進めておりますので、それも含めて、しっかり整理を、
0:48:33	の整理というかですね、今処理場で整理しているものを反映していきたいと思えます。
0:48:44	何かございますでしょうか。
0:48:49	規制庁シブヤですけども、ちょっと 51 ページをお願いします。
0:48:56	はい、瀬下の星ホシさんのところですか。
0:49:01	※※2※3 のところですけども。
0:49:03	薪在庫とか、飛ばす圧縮処理建屋のところに、受信機関係を共通しておくっていうことなんですけども、ここには、
0:49:15	昼間は常時人がいるというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:49:23	はい処理場のヨコボリですけども、小神野フェアーにはですね常時人がいるわけではございません。ただこの説明でもさせていただきました通り、基本的に、
0:49:36	日、時間外時間内問わずですね、これ警報が発報すると、まず 20 時間人が監視している中央警備室の方に、必ず発報します。そこから施設管理者への連絡であったり、
0:49:50	というのは直ちに行われるようになっておりますので、今おっしゃられた、※2※3 で示してある圧縮処理建屋、それから来在庫については常時人がいるわけではございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:04	わかりました。何かあったときには、そこで獅子やりとりをするというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:50:13	はいおっしゃる通りですそれで中央警備室の方から連絡があってどここの建屋で発報したっていうのがすぐ連絡が来ますので、そこからまたこの機材移行それから圧縮処理建屋の方に駆けつけて、
0:50:27	そこで盤を確認して、実際の火報場所を火報が発報してる場所を特定して現地に急行するという、そういった形になります。
0:50:37	はい、ありがとうございます。
0:50:47	等は、初年度対応を伺いしようと思えますけど、その前に一声オフィス以下会で、何かまとめて何かありますでしょうか。
0:51:06	ではですね、審査会合の、コメント回答資料について、順番に一つずつご説明をお願いいたします。
0:51:36	はい。こちら配給書以上のキタハラです。それではですね第2回の審査会合コメント会合についてですね、こちらも以前
0:51:47	提出済みの資料で処理場 228-2 藪する以上 228 の参考着手について説明させていただきます。
0:51:56	まず処理場 228 の 2 のところですね 2 ページ目から 9 で 4 ページ目までこちらにですね、前回の審査会の再度コメントとあと回答ページについて一覧の方、示しております。第 1 回のす。
0:52:14	審査会合でのコメントについてはこちらナンバー 1 から No.5 ということで述べておりまして第 2 回目の案審査会合については No. 6 以降、
0:52:24	ものとなっております。
0:52:26	それでは順番で 1000 とナンバー 6 からですね説明をさせていただきます。まずコメントの内容になりますけれども、まずナンバー 6 ということで、こちらですね、技術基準規則第 11 条、
0:52:40	への適合性の説明をですね各県に追記しているが、9 場所のですね安全性というのは適合のための設計方針の方ではですね、施設については放射性物質の貯蔵機能、
0:52:52	等についてのみ、記載をしているというところですので、通信連絡設備後第 7 編の避難用照明等はですね、第 11 条の適用は不要ではないかということになります。
0:53:04	法令要求についてはですね、法の考え方ですね目的を踏まえて、処理場としてですね安全を確保する上で必要な設備、機能が何かどういった手法で、補修または、
0:53:15	修理ができるのかをですね、整理して、局長の衛生についてですね、そごがないように適切に整理することと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:24	いうところで、金田小侯ということで第 2 回審査会合の資料について検査に必要な確認事項を再チェックすることというふうになります。これについて正確編についてですね第 11 条の適合性の説明の方、
0:53:39	記載の後、追加の河内でございます。代表例としましてはですねまず、Bq数案になります。
0:53:53	こちらの第
0:53:55	戸澤先生と、ビジネスモデル事業ですねちょっと遅れておりましたけれども、
0:54:01	第 2 編になりますけどこちら野田技術基準規則第 11 条にの適合性の説明というところになりますけれども、第 2 編をこちらの金様で、
0:54:12	衛藤マーキングしております通りこれはですねインターロック機能についての説明になりますけれども、各建屋のSFPのインターロックにかかる機能について試験、
0:54:26	次にこのような試験または検査、例えばですね、減容処理棟でいきますと焼却処理ループや会社吸収等の焼却処理設備が減容処理棟なんて高圧圧縮装置等につきましては専門家が 20 扉を設置していると。
0:54:40	いうことですよまあ二重扉は、同時に開放しないこととか、あと下方、片方の扉開放時にですね、負圧が維持されることと、
0:54:49	1 回ですね、この試験や検査の内容ですねこちら詳細に記載の方させていただいているというものでございます。一番最後のところにして、また書きとしましてこの対象設備についてはということで、閉じ込め機能を健全に毎にするためにですね、答え廃棄物の廃棄設備。
0:55:07	についてはですねこちらの廃棄フロアの運転中あと液体廃棄物の廃棄施設である設定値中における誤操作防止のですね、インターロック作動状況、こちらをですね定期的に確認すると。
0:55:20	あと定期事業者検査対象設備として、年 1 回点検をですね、実施することとしております。
0:55:27	定期的な点検及び作動確認において、異常が認められた場合は修理に必要な作業環境等を確保した上で、修理の方ですね行いまして速やかに正常状態に復旧することとすると。
0:55:39	いうことですね説明の方を記載しております。これらのですね補修または修理については、元消化研究所の保安規定、また全部規定に定め、別府に管理するというふうに落ちております。
0:55:53	これ、これと同様な説明の方でしょうか。2L記載の河内でございます。
0:56:00	これらのですね検査内容についてまとめた資料をですね、
0:56:05	参考資料ということでですね付けておまして、先ほど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	説明しました確変のですねそれぞれ該当するですね設備機器ごとにですね補修または修理の方法と、試験検査ですね。
0:56:20	内容について、このような整理の方をしているものでございます。
0:56:28	非常時の出生名ですとパート通信連絡設備についてはこちら対象ということですね。
0:56:35	外しております。
0:56:39	ですね、228-2 のべ。別紙ですね、別紙の 5 と。
0:56:44	228-3 ですね、の方にですねこちら別紙という形でAとつけておりました、
0:56:51	これの回答ということですね。ですね、先ほど説明したですね第 2 編のない内容とかもそれ以外の各点のですね内容についてですね、
0:57:02	設備機器、対象、維持すべき設備機器等々の保守または修理の方法でこれらを必要となる試験検査をですね、別紙の通り整理したというところで先ほどのパワポの、
0:57:15	スライドで見えていただいた内容とほぼ同じ内容になりますけれども、こういったところ、形でですね、別紙としてもですね、記載しているというところでございます。
0:57:36	はい。ということですね、以上簡単ではございますがまずコメントNo. 6 の説明については以上となります。
0:57:44	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。
0:57:47	絶対値 11 条の、昨日、
0:57:51	1 義務づけ、何かコメント等ありましたらお願いいたします。
0:59:05	ちょっとお待ちください。
1:00:08	すいません。
1:00:09	規制庁の荒川です。コメント対応ということでご説明いただいたんですけども、我々が今見ていた資料はこのパワーポイントの資料だったんですけどね。
1:00:23	正直、このパワーポイントの資料で、そのコメント回答をするのであれば、
1:00:30	私ご説明ありましたけど、よく頭に入ってきませんでした。やっぱりQがあつて、それに対する、
1:00:41	アンサーというのが基本的な考え方っていうのが、まずアンサーとしてあつてですね、それを展開すると、こうなりますよ。
1:00:52	ていうことなのかなと思うんですけども、このパワーポイントの資料だけ見ると、個別の対応のことしか、書いてなくてですね、若干 9 に対する答え。
1:01:04	どういう方針でどうするのかっていうのが見えなかったかなと思うんですよ。一方で、
1:01:10	別紙で何かQAの形で作ってるようなやつが、
1:01:15	あるんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:17	これは、
1:01:18	説明はされないのでしょうか。
1:01:43	すぐやつ。
1:01:47	ちゃんとして、
1:01:50	報告書の一番欲しいです。
1:01:53	はいすいません処理場のヨコボリですけども、衛藤別紙で資料の 228 の三瓶衛藤ヒアリング回答で、お送りしたのなんですけども、こちらのですね下線を入れてるところですね、適合性のところ。
1:02:08	ここの部分そのまま、パワーポイントの方に今、記載をして同じ、同じ古藤を書いているということになっております。で、一部この、
1:02:19	追加の追加とかこの 228 の資料については、
1:02:24	それに付随しまして、
1:02:27	当支店検査の方法なんかも、見直す必要があるかという視点で観点でちょっと確認を。
1:02:34	考えてその必要があるところを、追加でこの資料には記載をちょっと入れているというところで、
1:02:40	今いただいたコメントのような形でこの資料自体もですね、ちょっと新旧がわかるような形、また旧の状態からこういう意図が、
1:02:50	このコメント踏まえてこういうふうになりましたというようなことがちょっと読めるようには、
1:02:54	なっておりませんのでちょっとその説明は、もう少し工夫をさせていただきたいと思います。
1:03:01	ありがとうございます。多分ね、やっぱり説明の仕方だと思うんですね。パワーポイントの資料だけだと、やっぱりなかなか頭に入ってこないの。
1:03:13	参考資料で作ってもらったような形で説明してもらったほうがいいのかなと思いますね。9 に対する基本的な考え方がこうで、具体的に展開すると。
1:03:26	次ページ以降のところを直す予定ですみたいなね。はい。
1:03:31	よろしくお願いします。
1:03:35	はい。処理場の北原です。はい。コメントの通りですね 9 に対する等。
1:03:41	県に対してどのような考え方を持って、変更したのかということが説明できるように、資料の方を改めたいと思います。ありがとうございました。
1:03:54	他にコメント 6 について何かございますでしょうか。
1:04:06	では次コメント 7 についてお願いいたします。
1:04:16	はい。はい九州城野北原です。続きましてコメント 7 になりますけれども、まずコメントの内容としましては第 2 編と第 3 編でなりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:27	こちらの技術基準規則第 35 条第 1 項第 7 号への適合性の説明のところになりますけれども、こちらですねインターロックとは圧力逃し機構間だけではなくその負圧維持の機能等他設備等ですね関係性を含めて、
1:04:45	説明することで要求事項を満足していると考えためその他の設備との関係も含めた説明となるよう、期待の充実を図ることというコメントでございました。
1:04:56	こちらについてですね、技術基準規則への適合性の説明ということで、久米衛藤追加をしてございます。
1:05:06	あ、
1:05:07	すいませんあとですね、こちらですね 228-3 ですね、こちらの方に詳細に行って記載させておりますのでこちら、
1:05:17	の方で説明の方させていただきます。
1:05:20	これに対するまず、回答の方針ということになりますけれども、まず前提としまして放射性配給時処理場におけるですね安全機能としては、閉じ込め機能がございませぬ。
1:05:33	固体廃棄物をですね廃棄する過程においてですね放射性物質が散逸しにくい設計としまして、液認可のですね排風機を運転して系統内影響負圧に維持することが重要となります。
1:05:48	放射性廃棄物を廃棄する過程においてはですね、各修理設備にですね処理対象となる廃棄物をですね、投入する必要がありますけれども。
1:05:58	廃棄物をですね、導入する際にはですね、扉等ですね開放することで開口部ができて捨てた者がですね、制圧方向に変動する可能性がございませぬ。このためですね廃棄物を投入する機器はですね、扉等が二重構造となっているんですけども、誤操作による、
1:06:18	汀線同時に開放してしまうことをですね防止するためにですね、インターロックを設けてですね、閉じ込め機能を負圧維持をですね、確保しているという設定でございませぬ。
1:06:30	あとですね第 2 廃棄物処理棟の説明と答え廃棄物処理ツリーポツ 2 目ですけれどもこちらはですねゲート上に出て、キャスクを野瀬野瀬ていない状態ではですねγゲートを開放することがないように、
1:06:47	するインターロックというものを設けておりまして、これによって系統内の負圧が維持される設計のものでございませぬ。
1:06:55	また第 1 は給処理等の焼却処理設備と減容処理等ですね高圧圧縮装置、金属溶融設備、及び焼却溶融設備はですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:05	これはですね 20 扉を設けておりますので誤操作によって同時に、この二重扉が開放することがないように、伊勢尼子インターロックを設けることによって、系統内の負圧が前維持される設計となっております。
1:07:23	減容処理棟のですね金属溶融設備及び焼却溶融設備になりますけれどもこちらはですねそれぞれの溶融炉焼却炉内のですね閉じ込め機能をですね。
1:07:35	確保するためにですね土岐認可。
1:07:37	の機能としまして、炉内にですね異常な温度上昇またはですね異常な圧力上昇が、負圧低下がですねえと生じた場合にですね、加熱を停止で廃棄物の供給を停止。
1:07:51	ペーク供給の空気量 1000 円、固着焼却炉のみのものになりますけれども本空気量の制限をするインターロックというものを設けてございます。
1:08:01	それぞれのインターロックの作動条件についてはこれまでのヒアリングの方で説明しましたけれども、まず異常な温度上昇については排ガス、温度が 1200 度。
1:08:12	プラズマ溶融炉については 1600 度。
1:08:15	条件としておりまして、圧力上昇については負圧値が 98%から、
1:08:20	条件と設定してございます。
1:08:24	本インターロックのうちですね異常な圧力上昇についてはこの炉内負圧値がですね 98PASCALに達した時点で圧力逃し弁の作動より先にですねこのインターロックが作動しますので、加熱がですね停止しまして、
1:08:41	事象は沈静化に向かうとしております。
1:08:43	新しいですね、異常な圧力上昇の場合ですね、瞬間的にですね圧力が上昇する事象が発生想定されることからですね、インターロックがですね、作動した後で線路内の圧力は瞬間的に、
1:08:58	正圧側にですね移行した際にですね、所定の圧力に達した段階でその圧力逃し弁は作動をするということで、炉内の閉じ込め機能。
1:09:08	機能を確保しているという設計でございます。
1:09:13	この圧力逃し弁なんですけれどもこれはですね異常な温度上昇が生じた場合であっても、瞬間的にインターロックファサードをしますもので、これによって加熱が停止して、事象は沈静化に。
1:09:27	向かうということになりますので、この圧力逃し弁が全部この 1000 度を超える高温環境下にですね、佐田されるのは瞬間的であるということで、弁体の作業に影響を受けることはなくですね、正常に機能するという設計としてございます。
1:09:46	続きまして材質になりますけれどもこの圧力逃し機構の高性能フィルターについてはですねこちら材質がですね、まず枠がサス 304 になっていて、レール材についてはこのグラスファイバー。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:58	ということで運用のへパフィルターのものございまして、この圧力逃し弁から排出放出してですね、廃型ですね、
1:10:07	圧力逃し弁からフィルタユニットまで、管路になっておりましてその間にですね、冷却されますので、フィルタユニット手前ですね、運用のへパフィルターのは最高使用温度は十分下回ることから高性能フィルターについても、
1:10:23	正常に機能する設計となっております。
1:10:25	この4行のですねへパフィルタの再講習、温度とハートフィルターユニット間手前での排ガス温度になりますけれども、まず金属溶融設備についてはこちら最高使用温度が200度までとなっております、
1:10:41	こちらの貫禄距離が40メートルとなっているということでフィルターユニット手前での配は損とかですねこちら150度まで
1:10:52	変わるといったものになってございます。一方ですね焼却溶融設備についてはこちらの最高使用温度が線路と、ということになっておりおりまして、こちらですね、焼却炉という余裕でそれぞれ管理距離が違うんですけれども売フィルターユニット、
1:11:08	パテ前田までのですねこちら排ガス温度としましてですね、それで3、償却が350度、溶融炉が160度となっていると。
1:11:17	ものございましてこちらのへパフィルターの案ですね、こちらさえ講師鷺尾恩田です。これが十分下回っていい。
1:11:25	でも、
1:11:26	藤が浜か。
1:11:28	いうものございまして。
1:11:32	以上のですねことからですねそれぞれ第2弁と第3点について、前半の技術基準規則第35条第1項第7号への適合性の説明について先般記載の充実を図ることとしております。
1:11:44	まず第2編のインターロックの設置についてなんですけれどもこちらの補正申請内容についてはこちらの青字の下線で示させていただきます。
1:11:54	まず第2廃棄物処理棟に設ける固体廃棄物処理施設、ポツ2についてはこの処理対象廃棄物をですね、キャスクにより運搬し、セルに設けるγゲート違反質疑を行います。
1:12:06	また第1廃棄物処理棟に設ける焼却処理設備並びに減容処理棟に設ける、高圧圧縮装置金属溶融設備及び焼却溶融設備は、専用の投入木全はん出入口よりですね、処理対象廃棄物の投入を行います。
1:12:22	これらの装置について第35条第1項第7号に適合するため、排風機を運転し閉じ込め機能として抵当内の負圧を維持する必要があります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:34	このためですね、固体廃棄物処理設備ポツ 2 は誤操作によってゲート上にキャスクを乗せていない状態でこのゲートを開放することがないようにインターロックを設けることによって、系統内の負圧が法が維持されます。
1:12:49	また焼却処理設備、新しく雑木金属溶接を商業設計部や、誤操作によって投入器または搬出入構の 20 扉を同時に開放することがないように、インターロックを、
1:13:01	設けることによって、系統内の高圧が維持され、あい放射性廃棄物を配置する過程において、放射性物質が散逸しにくい設計とすると。
1:13:11	いうことでこのように、記載の方へ、
1:13:14	メーカーの方しております。
1:13:18	続きまして第 3 編ですけれども金属溶融設備及び焼却溶融設備の圧力逃し機構の設置にございます。
1:13:27	まず、説明としまして金属溶融設備等及び焼却溶融設備の圧力逃し機構を設けておまして圧力逃しは溶融炉内または、焼却炉内の圧力が非常に上昇した場合にですね。
1:13:40	圧力逃し弁が動作するんですがその前段としてということで、溶融炉内または焼却炉 7 年の閉じ込め機能を確保するためということで、
1:13:50	液認可の機能としまして炉内で異常な温度上昇また異常な圧力上昇、バッチ低下が生じた場合に、加熱停止、廃棄物供給停止で焼却量のみ影響空気量を制限するインターロックの方設けてございます。
1:14:04	このインターロックのうち、異常な圧力上昇についてはこの炉内不埒が 98PASCALを出した事件でこの申請対象の圧力逃し弁の作動より先にですねこのインターロックが、
1:14:19	作動しますので加熱は停止して事象は沈静化に向かいます。
1:14:23	新しいですね、異常な圧力の上昇の場合この瞬間的に圧力を上昇する事象が想定されることから、そのインターロック作動号炉ライナーという瞬間的に制約が移行した際にですね所定の圧力に達した段階で圧力逃し弁が、
1:14:38	作動することで、炉内の閉じ込め機能を確保しているという設定としてございます。
1:14:45	基本圧力逃し弁は異常な温度上昇が生じた場合であってもその瞬間的にインターロックは、作動するために絶対加熱がペースして事象は沈静化に向かうと。
1:14:54	いうことからこの圧力逃し弁学校の 1000 度を超えるですね高温環境下に朝田されるのは 1 瞬間的であるということで弁体の作業に影響を受けることはなく、正常に機能するというでございませう。
1:15:09	圧力逃し機構の高性能フィルターについては財津学の里さんは久我さん④でございグラスファイバーの効用のやっぱり疑うということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:19	長後逃し弁から放出した範囲がされて、この自分の頭からフィルタユニットまでの感度で冷却されますので、そのフィルタユニットで参れですね運用部フィルターの再講習。
1:15:31	温度ですね、これで十分下回りますので開放性のフィルターについても、正常に機能することを担保しているということになります。
1:15:42	最後ですけど、この第 35 条第 1 項第 7 号に適合するためですねこれらの企業により、閉じ込め機能を確保し、圧力逃し弁から排出された廃棄割れ先行性のフィルター等々した後ですね後廃棄等からですね、排出することで、放射性廃棄物と。
1:15:58	は、廃棄する過程において放射性口がば散逸しにくいものとなるようにするという事でそれぞれ、
1:16:06	ですね技術系規則の適合性の説明の方に経過したいと考えております。
1:16:12	はいコメントNo. 7 の説明は以上となります。
1:16:16	はい。ステープラーですどうもありがとうございました。
1:16:20	今回の審査対象としては、20 扉等の誤差等を防止するインターロックなんですけれども。
1:16:27	それに対して不安、系統内が負圧になっているというそういう前提条件ですとかもしくは本体の方をまず何かあったときにとめる別のインターロックとか、そういう、
1:16:39	新規制基準対応に関係ないところについては、同斜等ですね、説明が全くなくなって、二重扉のところだけ出てきたものですから。
1:16:50	それでどうやって漏れの漏えいを防止してるかってことが全くわからなくて適合性を審査することができなかったので、
1:17:02	今回全体的に既設の設備を含めてどうエース動作するかということについて記載を充実してもらったものです。はい。これについて何かご質問ありますでしょうか。すごくよくわかりました。
1:17:15	うん。これまた説明の仕方ですけど、9 に対して、の方針を説明してくれたらですね、それ以降の部分については、
1:17:28	この下線を引いたところをね、追加する、補正をする予定です。それぐらいで、説明が十分だと思います。
1:17:39	全部、説明していただきましたけど。
1:17:43	最初の答えの方針だけ説明してくれば、
1:17:48	それで十分だったかなという気がしますすごくよくわかりましたありがとうございます。
1:18:00	規制庁芝ですけどもこの高温要員フィルターっていうのは、仕様としては何度ぐらいまで使えるものなんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:18	はい処理場のヨコボリですけども、こちらのへパフィルターはこちらのですね表の通りですって、最高使用温度をまで使用が可能というものでございます。実際にはですねグラスファイバーとかですので、
1:18:32	もっと高い温度でも、0ぐらいが
1:18:35	ファックスになるかと思えますけども、対応は可能なものになっております。
1:18:43	他に何かご質問等ありますでしょうか。
1:19:29	舟橋機構も
1:19:36	そうです。これもコメントの一つとして、回答を作るということになりました。
1:19:52	はい。ではなければ次、八番お願いコメントNo.8をお願いいたします。
1:19:59	はい。廃棄物処理場の北原です。それでは続きましてこちらですね 228-A3の方で、もちいで説明させていただきます。まずコメントNo. 8 ですけども、
1:20:12	こちらはですね第 2 編になりますけれども、障害事業者検査の項目を及び方法についてということで先ほどのですねナンバー7 のコメントを踏まえまして、
1:20:23	他の設備との関係も考慮した場合の検査で確認すべき機能を示した上で必要十分な検査項目となるよう再度整理することというコメントでございました。
1:20:36	これに対する回答としましてはですね当第 2 編のですね誤操作防止に係るインターロックについて前インターロックAMAGIのすることによって、社会傾斜量のですね安全機能である。
1:20:48	ば閉じ込めは随時が確保されることが重要であるということからですね、第 2 編の使用前事業者検査の項目及び方法で、負圧が維持されることを確認するための検査の方を追加いたしますと。
1:21:02	各設備ともにですね、同様の追加となる言葉ですねこちらの第 1 廃棄物処理棟の焼却処理設備の方、代表例として示しております。
1:21:11	使用前事業者検査のですね項目及び方法のところの機能及び性能の確認に係る検査機能と、検査になりますけれどもこのEのですね度性能検査ですけども。
1:21:24	こちらを方法の中にですね時計、こちらの青字の下線で、系統内を負圧に維持した状態でということで同時開放、二重扉の同時開放操作を行うということ方法の方の説明の方追記しております。
1:21:39	あと判定の方ですけども、20 扉の開放、ビック同時に開放しないことに加えてね、スモールBということで片方のですね扉開放時に、系統内の負圧が維持されることということで、5%と維持。
1:21:56	あとですねえと判定の方に追加の方したいと考えております。
1:22:00	以上簡単ではございますけどNo. 8 の説明は以上となります。
1:22:06	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:06	傾聴シブヤです。どうもありがとうございました。二重扉の機能が何かについて内海の誤作動防止のインターロックの機能が何かということについて、二つの扉が同時に開放しないことについて、
1:22:21	負圧を維持することということがあるかと思えますけども、その、
1:22:27	Bの方を今回加えられたと、いうことですけども何か。
1:22:32	コメント等ございますでしょうか。
1:22:41	はい。なければコメントの九番お願いします。
1:22:59	はい。はい九州城野北原です。それでは続きまして同じ資料になりますけれどもコメントNo. 9 ですけども、こちらの内容としましては第 3 編のですね、技術基準規則第 21 条第 1 項第 3 号への適合性の説明のところになりますけれども、
1:23:15	こちらの既認可の機能として記載している異常な温度乗車グループ長庄野。条件を具体的に示した上で同様の条件下においても圧力逃しスポーが正常に機能することを説明することをございました。
1:23:29	こちらの回答なんですけれども、金属設備と焼却設備にはこの第 3 編で申請しているその圧力逃し機構以外に近隣間を機能としまして先ほど、
1:23:40	説明した通り、内容における炉内で異常な温度上昇跨い潰しがすぐ上昇、終わってから生じた場合に、それで加熱支配力の供給停止局、焼却炉のみ局長空気を、
1:23:53	制限するインターロックを設けておるということで想定、事故時及び事故に至るまでの間に想定される環境条件において、閉じ込め機能を確保するための機能を有していると。
1:24:04	ということでもうここに書いてある作動条件とかですね先ほどコメントナンバーの回答で説明させていただいた数値の方ですね、同じように 6 歳の方をさしているものがございます。
1:24:21	こちらのコメントNo. 9 の回答については以上となります。
1:24:26	はい。規制庁柴です。どうもありがとうございました。
1:24:30	これまでのコメント回答と大体重複しているの、新しい情報はないかと思えますけども何かコメント等ございますでしょうか。
1:24:42	伊藤ですけども、ヘパフィルターは最高使用温度と、想定される環境との比較で、
1:24:51	ちゃんと持つんですって説明をされていると思うんですけども、連帯の方は何か定性的な説明だけにとどまっているような気がしていて、1 個
1:25:02	を同様に比較で説明をすることができるでしょうか。
1:25:16	衛藤処理場のヨコボリですけども、こちらで他ににつきましては、当然材質Ⅱとかでの観点で、熱的な影響とかについて比較についていうことができなくはないと思っ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:31	なんですがなかなかその、
1:25:33	瞬間的 2 発生する事象であったりとかってということもございますので、なかなかその定量的に、
1:25:42	これをお示しするっていうのは非常にちょっと難しいと考えております。
1:25:49	シブヤですけども、
1:25:52	その弁体は例えば何か、一瞬、
1:25:55	表面が溶けてまた固まるとかそういう状況になるんでしょうか。
1:26:03	ステンレス、こうであったりしますので、瞬間的な
1:26:09	熱、ですねこのガスの熱によって溶けるっていうほどの高温域には当然ありませんし、溶けるにはやはり相当の時間さらされてたりとかですね。
1:26:21	ね、当然鮮度では解けませんので、そういった、そういうところまではいかないと思います。
1:26:36	そうすると先ほどの伊藤の質問に対する答えとしては、何か最高使用温度みたいなものを設定することが難しいってそういうことでしょうか。
1:26:47	そうですね材質数のを、
1:26:51	何ですかねその強度とか、そういった部分との比架空数値として出すとするそういうところなんでそれはさすがにちょっと。
1:26:59	構造の次世代出状をやはり、そこまで担保するって言い切るものはないので、なかなかその、
1:27:09	定性的な説明しかちょっと難しいかなと今のようなどその時計で解けないみたいな、久野構造が駄目になるとかですねそういったところ。
1:27:17	はないという説明はできると思うんですけどもただそれもやはり提示、定量的にですね、何度だったら解けてしまうのか、その辺の説明が非常にちょっと難しいと考えております。
1:27:42	誰ですかまず規制庁伊東ですけども、通常使用状態では、当然圧力ドーン熱がかかるんだと思うんですけども。
1:27:53	当然その環境では材質的に機能が保持されていて、一定圧力。
1:28:06	以上。
1:28:08	作業条件を満たしたときにちゃんと開くんですっていう。
1:28:12	こと。
1:28:14	担保されれば、機能を果たせるっていうことなんですよ。
1:28:21	はい。そうですね。
1:28:23	あとは
1:28:26	多分、その東ペイン町がかかるところ逃がし弁を設けること自体はよくある構造だと思うので、例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:35	処理場スペシャルなものを別に使ってるわけではないと思うので、何かどれだけ使用実績があつて、同様の方、環境でも、
1:28:47	ちゃんと問題なく使われてるんですっていう何か補強ができたりはしないんですか。
1:29:00	はい。処理場のヨコボリですけども、焼却溶融設備についてるような重水式のもののが吉尾モリが、
1:29:11	ただ単に圧力がかかって上がってやつを逃がすようなタイプのものっていうのは、
1:29:17	同様なもの構造のものはもちろんあると思っておりますし、溶融設備のようなシーン逆止式っていうような形で
1:29:25	フラップ元みたいなものの形のものっていうのも一般的に当然あるにはあるかと思いますが、
1:29:32	ちょっとこういう環境下で、使ってるものそれから当然各設備の設計に応じたサイズ感であったり、構造であったりっていうことが、
1:29:46	やはりちょっと取ってあるかなと思っておりますので、ちょっとその他でのっていうところとの比較がですねちょっとどこまでできるかってのを少し検討させていただきたいと思います。
1:29:59	江尻藤ですよろしくお願ひいたします。
1:30:10	はい、はいコメント9について何かございますでしょうか。
1:30:17	ちょっとお待ちください。
1:31:23	はい、決得土木では次は、
1:31:25	19番。
1:31:35	はい、じゃあ10番をお願ひいたします。
1:31:39	はい九州城野キタハラです。コメントNo. 10ですけども、どうも保護者の大三瓶の税と教科書との整合性のコメントですけどもこちらの安全施設の設計方針をですね、もれなく記載することと、いうことで前教科書の、
1:31:56	整合性のところに、追加したというものでございます。内容については、
1:32:08	すいません35ページになりますけれども、こちらの左側のですね許可書の内容について、この方針中の安全施設第12条の適合のための設計方針のところの第3項ですね。
1:32:23	古謝廃棄施設のうちこの該当する設備については、高温の焼却灰や、溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下を考慮し、
1:32:36	放射性物質の貯蔵機能を維持できるように設計する、また廃液を除留する、槽類は腐食を考慮して、設計するということで許可書の記載を追加しているというものでございます。
1:32:50	はいコメントNo. 10の説明は以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:54	はい。今のところについて何かございますでしょうか。
1:32:59	はい。
1:33:00	なければ次、十一番、お願いいたします。
1:33:07	はい。ハイキュー処理場の北原です。続きましてコメントNo.11 になりますけれども、こちらはですね第 6 編のですね技術基準規則第 42 条第 2 項への適合性の説明についてですけれども、現地対策本部の清と通信連絡設備。
1:33:26	ところで衛星携帯電話加入電話、こちらはですねもうすでに認可済みのため申請不要としているんですけれども、処理場のですね場所にですね記載している無線連絡設備は認可されていなかったということでこれを受けて申請の要求を確認することということのコメントでございました。
1:33:44	こちらについてはですね、戸部、別紙の方で説明させていただきます。
1:33:59	こちらですねページ番号が 122 ページになります。
1:34:06	これに対する回答になりますけれども、まず関係官庁等ですね異常時の通報連絡先機関ですね、これらの通信連絡をですね確実にを行うため、原子力研究所内の現地対策本部で、
1:34:21	こちらに設置している敷地外への通信連絡設備は以下の三つであるということ、先ほど説明しました衛星携帯電話と加入電話とあと無線連絡設備。
1:34:33	方ですね設置の方してございます。
1:34:36	こちらの下にですね経緯の方を記載させていただいてございます。まず、前元消化研究所のゲンシュウ設置変更許可申請書ですね添付書類 8 における許可基準規則第 30 条の第 2 項の適合のための設計方針の説明の方ではですね。
1:34:54	現地対策本部の通信連絡設備の詳細はですね記載は、の方はしていないんですけれども、こちら共通編の方のですね添付書類 8 の方ではですね、その他試験研究用と原子炉の附属施設。
1:35:09	においてですね、試験炉設置許可基準規則への適合としましてこの第 30 条の通信連絡設備について記載の方してございまして、
1:35:19	これの第 2 項への対応としてはということで多様性を備えるため、この衛星携帯電話加入電話及び無線連絡設備を設置するというふうにしてございます。
1:35:31	このうちですね衛星携帯電話と加入電話については平成 29 年のですね NSRR 市のですね設計及び工事方法の認可申請書の中で認可の方を取得してございません。
1:35:47	一方ですね無線連絡設備についてはということでこちらはですね東海村ですとか近隣の自治体との通信で使用するものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:57	この無線連絡設備についてはこの一部自治体からですね、供給されて支給されているものが含まれておましてこれで実際に使う場合ですね各自治体とですね相互に、
1:36:08	配置する、しているものであるということがですね設工認の対象外というふうな整理の方してございました。ですけれども通信状態については毎月接続、確認の方ですね実施の方しておまして、
1:36:23	上手くじゃ健全性の方を維持しているというものとなっております。
1:36:28	はい。コメントNo.11の説明については以上となります。
1:36:33	コメント11について何かございますでしょうか。
1:36:39	規制庁シマムラさんと、最後の。
1:36:45	ところで、
1:36:48	一方のところからですけど、自治体の通信で使用するものであり、一部自治体から支給されているものも含め、
1:37:00	国立的消防に配置しているものであることから、
1:37:05	こっちこんでしょ。
1:37:11	ことはこれあれですか、自治体の。
1:37:15	自治体に。
1:37:20	そういうものってことなんですか。
1:37:27	はい処理場のヨコボリですけども、自治体の所有物オオウチ機構の方で
1:37:35	支給されてというかですね、配置をして実際の時に使用するっていうものもございますし、
1:37:42	機構で設置をしているものをというものもございます。
1:37:59	そっか。うん。
1:38:04	1000通連絡設備っていうのはこの1台じゃなくて、複数あって、その中には、自治体は、
1:38:14	自治体のものもあるし、
1:38:16	機構のものもあると、そういうことなんですか。
1:38:24	はい。処理場のヨコボリですけども、
1:38:27	東海村です近隣のということで東海村と相互に配置をする義務を、それから茨城県とのやりとりで使用するものってことで二つございまして。
1:38:40	そのをですね、直近東海村から支給されてるものについては、一旦
1:38:48	回収をされておりますので現状は、
1:38:51	県とやりとりする通信連絡設備1台、
1:38:55	のペアですね、それをを所有しているという状況になります。
1:39:03	悪性度襲来ですけどその兼用というのは、自賠のものということでしたでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:10	はい今兼用している県との通信連絡設備については自前のものになってまして我々の方で月に1回、通信の確認をしたりということをやっているというものでございます。
1:39:33	図面のについて自前のものについては、何か、設工認の対象にしても、
1:39:40	いいと思うんですけどそ。それも、対象外。
1:39:45	としてるといのは、
1:39:48	理由は何でしょうか。
1:39:53	はい処理場のヨコボリですけれども、そこはちょっとおっしゃる通りであります。我々の方の整理としてももとの当時ですね、NSDこれも申請。
1:40:04	当時の整理、当時はまだ支給されてるものももちろんあったということがあります。もう一つ、
1:40:11	この無線連絡設備検討通信をする我々の施設所有してるものをですね、ここについてはこの多様性を備えるっていう中で、基本的に携帯電話と加入電話で基本対応をしております、
1:40:25	この無線の連絡設備ってのはほぼ、なかなかこう使ってですね、検討だけやりとりをすとかってということがあまり、実態としては使っ
1:40:35	はないことがある要は自主的に設置してるのは、やっぱ位置付けのもの、1度ヒアリングでも少し説明させていただきましたけども、
1:40:41	そういったものであるということで、
1:40:44	設工認の申請は不要であるというような今のところ整理をしているというものでございます。
1:41:06	規制庁シブヤですけれども、
1:41:09	いざという時は例えば加入電話が、何らかの事情で使えなくて無線連絡設備が役に立つというかそういうことも想定されるわけですね。
1:41:29	はい処理場のヨコボリですけれども、そこはおっしゃる通りですね例えば加入電話がもし万が一使えなくなったといった場合であっても当然衛星携帯電話がありますのでそちらで対応が可能ということで、
1:41:42	整理をしていったということで、です。なので、
1:41:49	そうですねそこはそういう一応ことで考えて、ふたふた種類というかですね、はっきり配置をしてということで、
1:41:55	現状はなっております。
1:41:58	規制庁白井ですけれども、我々がこれ金式にしてるといのか、確認しなきゃいけないのはやっぱり許可の整合性であって、
1:42:06	自主設備だっということであれば許可の時に、最初から実施設備ですということをしつかりもとと書いておいていただければいけないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:16	そう明記されていない以上は、無線連絡設備も、設工認の方に登場させていただけないと、許可整合。
1:42:26	が、確認できないっていうことになってしまうんですけどもそこはいかがでしょうか。
1:42:39	はい。処理場の横堀です。そこはですねおっしゃる通りで我々もそこを考えておりますんで。
1:42:45	一応現状としてこれ回答させていただきましたけれども、ちょっとまた少しこれは、
1:42:51	我々処理場で所有するものではないので、ちょっと持ち帰って、持ち帰って、改めてちょっと検討させていただいて、申請の要否を再度他部署等も含めてちょっと調整をしまして、その結果を踏まえて改めて、
1:43:09	ご説明をさせていただきたいというふうに思います。
1:43:17	今村さんいかがでしょうか。
1:43:20	うん。はい。今野建築課長。
1:43:24	じゃあ、改めて説明していただくということで、はい。
1:43:29	そうですね。もう1点審査会合のときにちょっと言わなかったんですけど、やっぱりこの通信連絡設備の、今は30条の、
1:43:41	2、
1:43:43	日工ですか。
1:43:45	11項の方に関連してですね、
1:43:50	緊急時構内放送システムって、やっぱり、
1:43:56	載ってるんですけども、許可書には、
1:44:01	これは、これもあれですか。
1:44:04	これでもあれですよ構内コウナイ放送だからこれは、
1:44:10	機構さんの説明。
1:44:12	こちらはあれですか。
1:44:16	確か、設工認には入って、
1:44:19	なかったかと思うんですけど。
1:44:23	こちらについては、
1:44:25	いかがでしょうか。
1:44:35	はい。処理場のヨコボリですけども、こちらの緊急時のですねシステムにつきましては、
1:44:45	ちょっとすいませんここもですね我々の処理場の所有施設つう設備じゃないこともありますのでちょっと担当部署に確認をさせていただきたいと思います。
1:44:57	は、
1:44:59	既認可の設備かと思っていますけれども、
1:45:03	ちょっと処理場外のところなのでちょっと確認をさせてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:09	ちなみに大洗の方ではこの緊急時、構内一斉放送設備。
1:45:17	更新するということだったんですがこちらについては、設工認、
1:45:24	新居勝見。
1:45:27	なのではい。
1:45:28	一応参考までに申し上げておきます。はい、検討よろしく願います。
1:45:52	下津一番について何かございますでしょうか。
1:45:59	平均等ですけども 11 番じゃないんですが、その前に説明いただいた 10 番のところで、説明資料の 3 ページで、
1:46:10	コメント一覧書いてありいただけてますけど、
1:46:13	これ一番の解消、34 ページってなっているアワー。
1:46:19	35 条のところの話で、多分説明したいのは 32 ページだと思いますので、ちょっとコメントとかい。
1:46:30	当説明ページが合っていないので、ページ番号を修正しておいていただければと思います。
1:46:39	はい集中のキタハラですすいませんあとごちゃですねちょっとページ番号がずれておりましたのでこちらについては修正の方させていただきます。はい。願います。以上です。
1:46:54	はい。では、12 番願います。
1:47:05	はい。続きましてご面倒No.12 になりますけれども、こちら、第 7 編の第 2 回審査会合資料 1-1 の参考資料というところで、
1:47:16	こちらの避難用の照明です検査時間についてこちら 10 分以上ということを設定しているんですけども、こちら避難における最大所要時間をして、おりましてこちらについて各施設側です検査時間における最大所要時間について詳細な説明をお願いしますということのご返答でございました。
1:47:37	こちらについてもですね別紙の方で説明させていただきます。
1:47:45	こちらはページ番号が 120、先ほど続け 123 ページでございます。
1:47:52	こちらについての避難用ルートの設定についてのこちら方針の方で説明させていただきます。まず放射性は九州以上の避難用照明を設ける。各建屋におきましては収納商用電源の 0 が発生した。
1:48:08	場合にですね、施設から避難するために、所要する時間については以下の条件で計測の方を行っております。まず計測条件一つ目ではですね避難用照明の検討時はですね照度が低いということから、通常より遅い速度で、
1:48:24	投稿するということで、実際にですね皆、それぞれ
1:48:30	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:31	それでちょっと違いはあるかもしれませんが遅い速度で消防署をこうしていただいていないよう時間の計測を行っております。
1:48:38	続きまして避難口までの距離が遠いですね避難に時間をよう一番です時間要するですねとルートの方を選定していただきました。
1:48:48	三つ目避難口はですね原則として最寄りの非常口ではなくですね通常乳井する際の仮設の出入口を兼ねている、非常口ということで所。
1:48:59	こちら条件とさせていただきます。
1:49:03	計測結果になるんですけれども、こちらはですねそれぞれ各施設ごとにですね一番非難をですね要する、スルー等でせいぜい選定の方させていただきます。
1:49:16	出る時にはですね、この加須汚染検査室を通してその施設の、通常の投入する際の経理部ということで非常口として、
1:49:27	外に出るまでのルートを全部選定しております、それぞれ避難時間についてはそれで実際に歩いてみて、継続させていただきます。
1:49:38	例えば仙台市は九州伊東については、こちらの図1のようにですね、
1:49:45	ナンバーナンバー1からですねこれ
1:49:50	何か2回パラスターとしてですね珪質からスタート。
1:49:55	しまして汚染検査等々で通常の施設への出入口に出るまでの、
1:50:03	近いか近いですね近いからですねでいっぱいになって2階に上がって、汚染検査室を通して、通常の施設出入口を通るまでのこちら時間。
1:50:14	そうですねと継続の方しているものでございますあともう一つはナンバー2ということで、1回ですねこちらの廃棄物の一時置き場からですね、A、
1:50:25	相田は上がってですねと二階から、前江藤古謝曾田岩根難波石堂様のルートを通してその善意。
1:50:32	通常のふた出入口を通るまでのルートということでこちら、それぞれ図面に示させていただいているものとなっております。
1:50:40	こちらについてはですねそれぞれ
1:50:43	約3分か2本から3、3分、4分程度までとしておりますので10分下回る。
1:50:51	できるということを確認してございます。他の施設においてはですね10分を超えるようなルートはなかったと、ということで、それぞれ各施設においても長くても、
1:51:03	4分5分以内にはですね、避難できるってということですねそれで、各図面を用いて、示しているというものでございます。
1:51:11	以上コメントNo.12の説明については以上であります。
1:51:18	はい、規制庁資料ですが説明ありがとうございました。
1:51:22	歩いて義足したってことなんですけどもこれ歩行速度はどれぐらいなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:31	実際の避難所食うと同じ速さでは、歩けないと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。
1:51:49	はい処理場のヨコボリですけども実際ちょっと歩行速度までは測ってはいないんですけども、かなりもう通常歩くよりも当然ゆっくりですね、暗がりでありますので、
1:52:02	歩いた上での測定結果になっております。ですので時速でそうですね 2 キロとか、そのぐらいの本当にゆっくりしたペースで、
1:52:12	2、3 キロで歩いているような形で測定をしております。
1:52:18	はい、ありがとうございます。
1:52:20	政党カワハラ光がごさいますでしょうか。
1:52:27	延長しますけども、15 年以上ってことなんですけど、実力的にもあれなんすかね。
1:52:34	十分ぎりぎり。
1:52:36	ってことなんでしょうか。
1:52:45	はい。江藤処理場のヨコボリですけども、設けている避難用照明の点灯時間については、実力としても十分が限界というわけではないです。もっと長い時間、当然検討はするものでございます。
1:53:03	うん。
1:53:34	規制庁伊藤ですけれども 1 点だけ確認ですけれど、ルート線が選定されたルートの中で、通常使用されるエネルギーってということなんですけれども。
1:53:50	常時施錠されているようなところは、いずれの建屋についてもないというそういう理解でよろしいでしょうか。見方として、
1:54:05	はい処理場のヨコボリですけども、非常口については、当然逃げられないといけませんので、
1:54:13	次回開放というかですね、開いている状態になっております。
1:54:16	そして鍵はもちろんついてますけどもそれは内側から当然上げられるような会合になって、わかりました。
1:54:27	院長の荒川ですけれども、この説明資料別紙の方の中にはマスキングしてルー資料が存在してるんですけど、マスキングしてる理由は何でしょうか。
1:54:43	はい。
1:54:47	衛藤処理場の横堀さんの提出としてはすいませんマスキング外のものも、
1:54:52	提出をさせていただいておりますスキームの理由としましてはこちらのPP施設ということで、図面に対してマスキングをさせていただいているというものになります。
1:55:01	ありましたマスキングするのであれば、その理由も併記していただけますかね。
1:55:12	はいすいません承知いたしましたこちらちょっと前回も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:15	ご指摘いただいておりますので、その旨、併記するようにさせていただきます。はい。お願いします。
1:55:29	これちなみに今見ますと最大 3.5 分ということで、大体確認ができましたけれども。
1:55:38	審査会合の資料として考えたときに、この施設の、このルートとかの例全部添付する必要があります。
1:55:49	代表的なものって、いや、集中的なものでもいいと思いますよ。
1:55:54	うん。
1:55:55	こういう考え方でね、ルートをたどって、
1:55:59	計算してるんですと。
1:56:02	代表的なルートは示しますけれども同じような考え方で、すべての施設を見てます。それだけでいいと思います。
1:56:12	検討シブヤですけども、今聞こえたかもしれませんが、審査会合資料に含めるこの計測ルート図ですけども、このPCT以外のもので、少しルールの複雑なものなどを代表に選んでいただきまして、既設のものについてはヒアリングで確認させていただいた。
1:56:32	いうことにしたいと思いますので、よろしくお願いします。そういう考え方があれば、あとは結果の結果さえ出ていると、十分だと思いますので、
1:56:46	はい。処理場ヨコボリです。承知いたしました。そのように代表例ということで、図面の方は、限定をさせていただいた形で資料を作成いたします。
1:56:58	はい。12 番について何かございますでしょうか。
1:57:09	えっとそもそも予定時間ですけどもスズキは月曜日ということでよろしいでしょうか。はい。第 3 点の安全弁について申請の経緯もコメントの一つとして、
1:57:27	審査会合で対応を、回答されるということですけども、その資料は、月曜日に間に合いそうでしょうか。
1:57:39	はい処理場のヨコボリですけども、はい今日明日にはお送りできるかと思っておりますので、そちらも含めてお送りした形で、25 人。
1:57:50	昨日ヒアリングには間に合うようにですね、送付をさせていただきます。はい、承知いたしました。その資料の件については例の味覚前ルールというのは適用しませんので、できましたら、提出をお願いいたします。
1:58:04	他に何かございますでしょうか。
1:58:08	それでは、本日のヒアリングをここまでいたします。ご参加ありがとうございましたお疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。